

第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会） 仙台市個人競技派遣希望選手募集要項

第21回全国障害者スポーツ大会（以下、全国大会）へ派遣する個人競技の選考会（第29回宮城県・仙台市障害者スポーツ大会）が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止となりました。このため、本年度の第21回全国大会の代表候補は、令和元年度に台風の影響により中止となった第19回全国大会の代表選手を候補とすることとなりましたが、本年度より新たに派遣する2種目（ボッチャ・卓球【精神の部】）について、仙台市代表選手候補を募集します。

- 1 派遣元 仙台市
- 2 派遣場所 三重県伊勢市
- 3 大会名 第21回全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）
- 4 派遣期間 令和3年10月21日(木)～26日(火) 5泊6日
※大会期日 10月23日(土)～25日(月) 3日間
- 5 対象競技 (1) 卓球（精神障害の方のみ） 2名
(2) ボッチャ（身体障害の方のみ） 2名
※別紙「障害区分表」参照
- 6 応募条件
次の全ての条件を満たす者とする。
 - (1) 令和3年4月1日現在で13歳以上の者
 - (2) 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。もしくは、その取得の対象に準ずる障害のある者
 - (3) 仙台市内に現住所を有する者、又は仙台市内に通学・通所している者
 - (4) 所属する学校・施設・スポーツクラブ・病院のデイケア等の推薦を得られる者
 - (5) 大会派遣期間10月21日(木)～10月26日(火)までの全日程参加可能な者
- 7 選考基準
 - (1) 各競技大会等に出場経験がある者、または対象競技の競技歴がある者。
 - (2) 全国障害者スポーツ大会参加に際し、健康上の問題がないと認められ、仙台市代表としてふさわしい者。
 - (3) コロナ禍において、選手が安全・安心に全国大会へ出場できるよう、選手の特徴をよく理解されている方（所属施設やクラブチーム、保護者等）で役員として同行可能な方の有無を考慮する。

8 応募方法

(1) 提出書類

- ①推薦書兼申込書
- ②事前調査票

(2) 申込期間・方法

提出書類に必要事項をご記入の上、令和3年6月7日(月)までに下記の申込先まで、郵送にてお申込みください。

(3) 事務局・申込先

仙台市障害者スポーツ協会
〒983-0039 仙台市宮城野区新田東 4-1-1
TEL：022-236-8690 FAX：022-236-8691

※必要に応じて、事務局より情報の確認を行う場合がございます。

9 選考結果の通知

応募条件・選考基準を満たす者の中から6月に抽選にて、仙台市代表選手を決定する。決定した結果については、速やかに応募者へ通知する。

10 仙台市代表選手に選ばれた場合について（※必ずご確認ください）

- ①派遣説明会(2回)、強化練習会(8月～10月の土日祝を利用し、宮城野体育館等にて4回実施)を行います。
- ②全国大会へは、仙台市選手団(選手・団長・監督・役員・事務局)で三重県へ向かいます。基本的に三重県へ向かうまでの移動手段・宿泊施設の手配、大会に関わる事等は事務局が調整いたします。
- ③全国大会出場の移動交通費、宿泊費・食費(朝・昼・夕)は派遣元が負担いたします。ただし、選手団のユニホーム代(派遣元で大凡半額負担)、派遣説明会、強化練習会への交通費は自己負担となります。 ※ユニホームの自己負担額は大凡2万円程度となります。
- ④台風や地震等の自然災害や感染症の拡大状況により、全国大会開催の中止、選手団派遣が見送りになる場合がございます。
- ⑤ポッチャ競技出場者で競技アシスタントを希望する場合や全国大会派遣期間中、選手本人の生活面においてサポート(介助等)が必要な場合、所属先の方等に役員として同行をお願いする場合がございます。その場合、派遣説明会・強化練習会等にも参加していただきます。なお、役員(競技アシスタント・介助等)の費用については全国大会への移動交通費、宿泊費、食費(朝・昼・夕)は、派遣元で負担いたします。
- ⑥全国大会出場に関わる個人情報、資料やホームページ等への掲載、主催者からの資料送付、関係機関への情報提供・報告等に使用します。また、本事業における映像・写真・記事・記録等への掲載権は派遣元・事務局担当団体に属するものとします。

11 個人情報について

推薦書等に記載の個人情報は、主催者からの資料送付、関係機関への情報提供・報告等、本事業の目的以外には使用いたしません。

【卓球競技 障害区分表】

◎男女別

	区分 番号	障害区分	卓球
精神障害	19	精神障害	◎

【ボッチャ競技 障害区分表】

◎男女区別・年齢区分なし

	区分 番号	障害区分・解説	競技スタイル			
			立位	座位		
肢体 不 自 由	I	切断・ 機能障害	1	多肢切断・両下肢完全で立位 【解説】多肢切断とは、上肢・下肢の四肢のうち三肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者。両下肢完全とは、両下肢の3大関節（股、膝、足関節）全てに機能障害があり、長下肢装具なしでは体重を支えられない者が長下肢装具を使用して立位で競技する者。	◎	
	II	脳原性麻痺 以外で 車いす常用、 使用	2	第6頸髄まで残存 【解説】肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者 ※床から上方向に手首を甲側に反らすように曲げること(背屈)や肘を曲げることはできるが、曲げた肘を頭上方向に伸展できない。		◎
			3	第7頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 ※肘や指を伸展することができるが、物を握ることができない。		◎
			4	第8頸髄まで残存 【解説】肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者。 ※肘の伸展、指の曲げ伸ばしができ、把持力もあるが、じゃんけんのパーのように指を強く開いたり閉じたりすることができない。		◎
			5	多肢切断 【解説】上肢・下肢の四肢のうち三肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者。		◎
	III	脳原性麻痺 (脳性麻痺、 脳血管疾患、 脳外傷等)	6	四肢麻痺者で車いす常用 【解説】脳原性麻痺により四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者。 ※車いす駆動の際、こぎしりが小さく、投球時に上肢の動きに伴い体幹や両下肢にも筋緊張が生じたり、滑らかに体を動かすことが困難。		◎
			7	けって移動 【解説】脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため、両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者。		◎
			8	片上下肢で車いす常用、または使用 【解説】脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者。 ※片麻痺者が該当。競技の時だけ車いすを使用する片麻痺者も含まれる。		◎
			9	その他走不能 【解説】脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者。	◎	
	IV		10	電動車いす常用 【解説】脳原性麻痺や能原性麻痺以外の四肢麻痺者で、日常的に電動車いす(JIS T9203)を使用している者。		◎

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手（区分2～8および10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手1名につき1名の競技アシスタントを認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。